

石岡市建設コンサルタント業務の最低制限価格決定等に係る事務処理要綱

(令和4年3月7日石岡市告示第101号)

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント業務」という。）の入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）及び石岡市財務規則（平成17年石岡市規則第56号）第124条の規定により実施する最低制限価格制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 この告示により最低制限価格を設定する業務は、競争入札で行う1件の請負に付する額が50万円を超える建設コンサルタント業務を対象とする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低制限価格制度 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする制度をいう。
- (2) 最低制限価格 最低制限基本価格に無作為（ランダム）係数を乗じて得た額（1万円未満切捨て）をいう。
- (3) 最低制限基本価格 最低制限価格の算出の基礎となるものをいう。
- (4) 無作為（ランダム）係数 無作為（ランダム）に算出される1.0000から1.0099までの数値（小数点以下第4位まで算出）をいう。

(最低制限基本価格)

第4条 最低制限基本価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める予定価格算出の基礎となった額の合計額（1万円未満切捨て）とする。

- (1) 測量
 - ア 直接測量費の額
 - イ 測量調査費の額

ウ 諸経費の額に10分の5.0を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）

(2) 土木関係建設コンサルタント

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ その他の原価の額に10分の9を乗じて得た額（技術経費を基に算定することが適当であるときは、技術経費の額に10分の6を乗じて得た額）（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）

エ 一般管理費等の額に10分の5.0を乗じて得た額（諸経費を基に算定することが適当であるときは、諸経費の額に10分の6を乗じて得た額）（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）

(3) 建築関係建設コンサルタント

ア 直接人件費の額

イ 特別経費の額

ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）

エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）

(4) 補償関係建設コンサルタント

ア 直接人件費

イ 直接経費

ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）

エ 一般管理費の額に10分の5.0を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）

(5) 地質調査

ア 直接調査費の額

イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）及び解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）

ウ 諸経費の額に10分の5.0を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）

(6) (1)から(5)までに掲げる建設コンサルタント業務以外の建設コンサルタント業務
予定価格の10分の6から10分の8の範囲内で適時定めた割合

2 次の各号のいずれかに該当する場合の最低制限価格は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント、補償関係コンサルタント等の最低制限基本価格が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）以上である場合 当該額に相当する額

(2) 土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント、補償関係コンサルタント等の最低制限基本価格が予定価格に10分の6を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）未満の場合 当該額に相当する額

(3) 地質調査の最低制限基本価格が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）以上である場合 当該額に相当する額

(4) 地質調査の最低制限基本価格が予定価格に3分の2を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）未満の場合 当該額に相当する額

(5) 測量の最低制限基本価格が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）以上である場合 当該額に相当する額

(6) 測量の最低制限基本価格が予定価格に10分の6を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）未満の場合 当該額に相当する額

3 見積り等に基づき予定価格を算定する建設コンサルタント業務以外の建設コンサルタント業務の最低制限基本価格が、次のいずれかに該当する場合の最低制限価格は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント、補償関係コンサルタント等の最低制限基本価格が予定価格に10分の8を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）以上である場合 当該額に相当する額

る額

- (2) 土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント、補償関係コンサルタント等の最低制限基本価格が予定価格に10分の6を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）未満の場合 当該額に相当する額
- (3) 地質調査の最低制限基本価格が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）以上である場合 当該額に相当する額
- (4) 地質調査の最低制限基本価格が予定価格に3分の2を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）未満の場合 当該額に相当する額
- (5) 測量の最低制限基本価格が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）以上である場合 当該額に相当する額
- (6) 測量の最低制限基本価格が予定価格に10分の6を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）未満の場合 当該額に相当する額

4 入札執行者は、告示日又は指名通知日までに最低制限基本価格を決定する。

（入札参加者への周知）

第5条 市長は、最低制限価格を設定する建設コンサルタント業務に係る一般競争入札又は指名競争入札を行うときは、当該入札に係る公告等に最低制限基本価格及び最低制限価格を設定する旨を明記しなければならない。

（無作為（ランダム）係数の決定）

第6条 開札執行者は、開札開始前に、立会いのため来場した入札者の代表者（入札者の立会いがない場合は、入札事務に関係のない職員）にくじを引かせ、無作為（ランダム）係数表（別表）に基づき無作為（ランダム）係数を決定するものとする。

2 前項の規定により、決定した無作為（ランダム）係数は、当該開札日に最低制限価格を設定する全ての案件に適用する。

3 開札執行者は、書面に第1項の規定により決定した無作為（ランダム）係数を記載し、同項に規定するくじ引きを行った者に対して、内容の確認を求めるものとする。

4 第1項の規定により決定した無作為（ランダム）係数は、入札会場に開札終了まで掲示するものとする。

(入札の執行)

第7条 入札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札者を失格とするものとする。

2 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者があるときは、入札執行者は、これらの者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

3 第1項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者がいないときは、令第167条の8第4項の規定にかかわらず、当該入札を終了するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(最低制限価格の決定経緯の記録)

第8条 入札執行者は、最低制限基本価格、無作為(ランダム)係数及び最低制限価格を印刷し、最低制限価格の決定経緯を明らかにしておかなければならない。

(補足)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に行う公告又は指名通知した競争入札から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年7月11日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の石岡市建設コンサルタント業務の最低制限価格決定等に係る事務処理要綱の規定は、この告示の施行の日以後に新たに公告又は指名通知した競争入札について適用し、同日前に公告又は指名通知した競争入札については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

無作為（ランダム）係数表

		くじ番号2回目									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
くじ番号 1 回目	1	1.0000	1.0001	1.0002	1.0003	1.0004	1.0005	1.0006	1.0007	1.0008	1.0009
	2	1.0010	1.0011	1.0012	1.0013	1.0014	1.0015	1.0016	1.0017	1.0018	1.0019
	3	1.0020	1.0021	1.0022	1.0023	1.0024	1.0025	1.0026	1.0027	1.0028	1.0029
	4	1.0030	1.0031	1.0032	1.0033	1.0034	1.0035	1.0036	1.0037	1.0038	1.0039
	5	1.0040	1.0041	1.0042	1.0043	1.0044	1.0045	1.0046	1.0047	1.0048	1.0049
	6	1.0050	1.0051	1.0052	1.0053	1.0054	1.0055	1.0056	1.0057	1.0058	1.0059
	7	1.0060	1.0061	1.0062	1.0063	1.0064	1.0065	1.0066	1.0067	1.0068	1.0069
	8	1.0070	1.0071	1.0072	1.0073	1.0074	1.0075	1.0076	1.0077	1.0078	1.0079
	9	1.0080	1.0081	1.0082	1.0083	1.0084	1.0085	1.0086	1.0087	1.0088	1.0089
	10	1.0090	1.0091	1.0092	1.0093	1.0094	1.0095	1.0096	1.0097	1.0098	1.0099